

下松市人事行政の運営等状況について

この報告書は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び下松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年下松市条例第5号）第6条の規定に基づき、下松市の人事行政の透明性を高め、その公正性の一層の確保を図るため、本市における正規職員（再任用職員を含みます）及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の任用や給与、勤務条件、福利厚生について皆様に公表するものです。

ここでは、令和2年度の給料、諸手当から構成される給与など人件費の状況や給料表の級別職員数などをお知らせします。（令和2年度の職員給与実態をよりの確に反映させるため、令和3年4月1日現在の数値を採用している場合があります。）

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

「地方公務員法」では、退職等により職員に欠員が生じた場合、採用や昇任等の方法により職員を任命することができることとされています。

(1) 採用の状況（令和3年4月1日採用）

区 分		職 種	申込者数	最 終 合 格 者	採用者数
市		行政事務職	45人	3人	3人
		土木技術職	5人	1人	1人
		建築技術職	1人	1人	1人
		保 育 士	9人	2人	2人
		保 健 師	6人	2人	2人
	フルタイム会計 年度任用職員	一般事務職	5人		5人
		保 育 士	21人		21人
		養 護 教 諭	5人		5人
消 防		消 防 職	4人	1人	1人
上下 水道局		土 木 技 術 職	3人	0人	
	フルタイム会計 年度任用職員	一 般 事 務 職	4人		2人

(2) 退職の状況（令和2年度）

区 分	定年 退職	普通 退職	死亡 退職	懲戒 免職	分限 免職	再任用職員 の任期満了 等	任期付職員 の任期満了	計
市	9人	4人	0人	0人	0人	2人	0人	15人
消 防	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	2人
上下水道局	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人

(3) 再任用職員の在職状況（令和3年4月1日現在）

区 分	再任用（常時）		再任用（短時間）	
		更 新		更 新
市	17人	12人	0人	0人
消 防	1人	0人	0人	0人
上下水道局	1人	1人	0人	0人

(4) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

※正規職員

区分	18歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	19歳	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	2人	13人	39人	46人	53人	52人	56人	60人	58人	28人	27人	19人	453人

※フルタイム会計年度任用職員

区分	18歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	19歳	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	0人	1人	3人	4人	4人	3人	3人	5人	3人	2人	5人	33人

(5) 部門別職員数（令和3年4月1日現在）

※正規職員

区 分	R2. 4. 1	R3. 4. 1	増 減	主な増減理由
一般行政部門				
議 会	5人	5人		
総 務	78人	80人	2人	機構改革に伴う増員、業務増に伴う増員
税 務	25人	24人	▲1人	業務見直しに伴う職員減
農林水産	19人	18人	▲1人	機構改革に伴う職員減
商 工	6人	9人	3人	機構改革に伴う職員増
土 木	43人	44人	1人	欠員補充に伴う職員増
民 生	85人	83人	▲2人	退職者の不補充
衛 生	29人	29人		
小 計	290人	292人	2人	
特別行政部門				
教 育	36人	32人	▲4人	機構改革に伴う職員減、欠員不補充に伴う職員減
消 防	66人	67人	1人	市長部局からの復帰
小 計	102人	99人	▲3人	
普通会計の計	392人	391人	▲1人	
公営企業等会計部門				
水 道	27人	26人	▲1人	退職者の不補充
下 水 道	12人	12人		
国 保	11人	11人		
介 護	13人	13人		
小 計	63人	62人	▲1人	
合 計	455人	453人	▲2人	

※フルタイム会計年度任用職員

区 分	R2.4.1	R3.4.1	増 減	主な増減理由
一般行政部門				
議 会	0人	0人		
総 務	2人	3人	1人	育休代替のため
税 務	0人	0人		
農林水産	0人	0人		
商 工	0人	0人		
土 木	1人	0人	▲1人	任期満了のため
民 生	22人	23人	1人	育休代替のため
衛 生	0人	0人		
小 計	25人	26人	1人	
特別行政部門				
教 育	6人	5人	▲1人	任期満了のため
消 防	0人	0人		
小 計	6人	5人	▲1人	
普通会計の計	31人	31人	31人	
公営企業等会計部門				
水 道	2人	2人		
下 水 道	0人	0人		
国 保	0人	0人		
介 護	0人	0人		
小 計	2人	2人		
合 計	33人	33人		

2. 職員の人事評価の状況

区 分	内 容	
評価期間	能力評価 業績評価	令和2年4月1日～令和3年3月31日
対象者	全職員	

※「能力評価」 職務遂行に当たり実際に発揮した能力の評価

「業績評価」 職務遂行に当たり実際に挙げた業績の評価

3. 職員の給与の状況

地方公務員の給与は、国や他の地方自治体の職員、民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることになっています。

(1) ラスパイレス指数の状況（令和2年4月1日）

区分	令和2年度	対市長部局
市長部局	99.4	—
(参考) 上下水道局	102.4	102.4

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を100とした場合の給料水準を示したものです。なお、上下水道局の数値は行政職試算での数値です。

(2) 人件費の状況（令和2年度決算）

人件費は、雇用に係る広い範囲の経費です。職員への給料や諸手当のほか、社会保険料の事業主負担分、退職手当などが含まれます。

区 分	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	元年度の 人件費率	
普通会計	千円 28,172,605	千円 860,642	千円 3,505,359	% 12.4	% 12.8	
上下 水道局	水道事業	1,147,734	209,109	172,442	15.0	15.1
	工業用水道事業	178,610	10,067	44,226	24.8	24.5
	公共下水道事業	1,309,750	17,487	50,954	3.9	4.6

(3) 職員給与費の状況（令和3年度当初予算）

職員給与費とは、給料、扶養手当等の職員手当及び期末・勤勉手当等の総額から、社会保険料の事業主負担分、退職手当などを除いたものです。

※正規職員

区 分	職員数(A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
普通会計	人 393	千円 1,464,434	千円 254,788	千円 583,651	千円 2,302,873	千円 5,860	
上下 水道局	水道事業	22	91,926	16,490	37,147	145,563	6,617
	工業用水道事業	5	21,912	5,214	9,245	36,371	7,274
	公共下水道事業	13	50,255	7,340	20,658	78,253	6,019

※フルタイム会計年度任用職員

区 分	職員数(A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
普通会計	人 35	千円 67,706	千円 5,523	千円 8,412	千円 81,641	千円 2,333	
上下 水道局	水道事業	2	3,562	45	432	4,039	2,020
	工業用水道事業	0	0	0	0	0	0
	公共下水道事業	0	0	0	0	0	0

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数は当初予算上の見込み人数のため、令和3年4月1日現在の人数と異なります。

(4) 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

※正規職員

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	
市	一般行政職	323,479円	381,031円	42.2歳
	技能労務職	349,771円	369,567円	55.6歳
消 防	292,933円	359,619円	36.6歳	
上下水道局	340,026円	389,460円	43.2歳	

※一般行政職は、「令和3年度地方公務員給与実態調査」の職務区分による行政職であり、税務職や福祉職等の職種は含みません。

※技能労務職とは、環境業務員、給食調理員をいいます。

※フルタイム会計年度任用職員

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
市	161,894円	169,345円	43.0歳
上下水道局	148,400円	150,250円	39.5歳

(5) 職員の決定初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分			下松市	国
市	一般行政職	大学卒	188,700円	182,200円
		高校卒	154,900円	150,600円
消 防		大学卒	188,700円	—
		高校卒	154,900円	—
上下水道局		大学卒	188,700円	—
		高校卒	154,900円	—

(6) 経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分			経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
市	一般行政職員	大学卒	257,950円	310,360円	357,314円
		高校卒	—	—	—
消 防		大学卒	—	—	—
		高校卒	223,200円	264,900円	—
上下水道局		大学卒	269,900円	333,640円	—
		高校卒	224,900円	—	—

※—は該当者のいない区分です。

(7) 級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		職員数（構成比）		
給料表の級	標準的な職名	市	消 防	上下水道局
8級	部長	10人 (2.9%)	1人 (1.5%)	0人 (0%)
7級	部次長	7人 (2.0%)	1人 (1.5%)	2人 (5.3%)
6級	課長、主幹	36人 (10.3%)	4人 (6.0%)	5人 (13.2%)
5級	課長補佐	29人 (8.3%)	6人 (9.0%)	2人 (5.3%)
4級	係長、主査	154人 (44.3%)	23人 (34.3%)	20人 (52.5%)
3級	主任	48人 (13.8%)	11人 (16.4%)	4人 (10.5%)
2級	職員	44人 (12.6%)	10人 (14.9%)	5人 (13.2%)
1級		20人 (5.8%)	11人 (16.4%)	0人 (0%)
計		348人 (100%)	67人 (100%)	38人 (100%)

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年4月1日を基準日として、昇給日前1年間に係る当該職員の勤務成績に基づき、当該職員が次の表に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次表に定める昇給区分に決定する。

勤務成績	昇給区分	昇給の号給数	
		昇給抑制年齢以外の職員	昇給抑制年齢職員
特に良好	A	5以上	3以上
良好	B	4	2
やや良好でない	C	2	1
良好でない	D	0	0

(注) 昇給抑制年齢職員とは、55歳を超える職員をいいます。

フルタイム会計年度任用職員については、昇給制度はありません。

(9) 職員手当の状況（令和3年4月1日現在）

職員には、職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当を支給しています。手当の内容等は次のとおりです。

① 期末・勤勉手当の支給状況

※正規職員

○期末手当

区 分		市・消 防	上下水道局
支給基礎額		給料月額、扶養手当	市・消防と同様
支給割合	6 月 期	1.275月分（0.725月）	
	12 月 期	1.275月分（0.725月）	
	計	2.55月分（1.45月）	
役職段階別加算措置		3級～8級	

※（ ）は再任用職員の支給割合です。

○勤勉手当

区 分		市・消 防	上下水道局
支給基礎額		給料月額	市・消防と同様
支給割合	6 月 期	0.95月分（0.45月）	
	12 月 期	0.95月分（0.45月）	
	計	1.90月分（0.90月）	
役職段階別加算措置		3級～8級	

※（ ）は再任用職員の支給割合です。

※フルタイム会計年度任用職員

○期末手当

区 分		市	上下水道局
支給基礎額		給料月額	市と同様
支給割合	6 月 期	0.725月	
	12 月 期	0.725月	
	計	1.45月	

② 扶養・住居・通勤手当の状況（令和3年4月1日現在）

※正規職員

区分	市・消防			上下水道局		
	内容	支給職員 1人当り 平均支給年額 (2年度決算)	職員全体に 占める手当 支給職員の 割合 (2年度)	内容	支給職員 1人当り 平均支給年額 (2年度決算)	職員全体に 占める手当 支給職員の 割合 (2年度)
扶養手当	▼配偶者 6,500円 ▼子は1人につき 10,000円 ▼それ以外は1人につき 6,500円 ▼満16歳の年度初めから 満19歳の年度末までの 子は1人につき 5,000円加算 ▼満20歳の年度初めから 満22歳年度末までの子 は1人につき 9,500円加算	円 268,945	% 47.5	市・消防と同様	円 315,446	% 61.5
住居手当	▼借家 ・家賃5,001円以上 19,000円以下 家賃－5,000円 ・家賃19,001円以上 (家賃－19,000円)× 1/2+14,000円 最高限度額 31,000円	円 168,020	% 64.7		円 89,242	% 74.4
通勤手当	▼交通機関利用 支給限度額 55,000円 ▼交通用具（車等）利用 距離制 3,700円～22,500円	円 75,346	% 60.9		円 93,819	% 79.5

※フルタイム会計年度任用職員

区分	市			上下水道局		
	内容	支給職員 1人当り 平均支給年額 (2年度決算)	職員全体に 占める手当 支給職員の 割合 (2年度)	内容	支給職員 1人当り 平均支給年額 (2年度決算)	職員全体に 占める手当 支給職員の 割合 (2年度)
通勤手当	▼交通機関利用 支給限度額 55,000円 ▼交通用具（車等）利用 距離制 3,700円～22,500円	円 98,059	% 88.9	市と同様	円 44,400	% 50.0

③ 特殊勤務手当の状況（令和2年度決算）

※正規職員

区 分	市		消 防	上下水道局
	一般行政職等	技能労務職		
支給実績	3,522千円	239千円	6,619千円	2,523千円
支給職員1人当たり 平均支給年額	61,787円	26,544円	101,823円	126,132円
手当支給職員の割合	16.1%	100%	98.5%	51.3%

※フルタイム会計年度任用職員

区 分	市		消 防	上下水道局
	一般行政職等	技能労務職		
支給実績	869千円	—	—	—
支給職員1人当たり 平均支給年額	41,381円	—	—	—
手当支給職員の割合	58.3%	—	—	—

○特殊勤務手当一覧（令和3年4月1日現在）

※正規職員

主な支給対象区分	手当の名称	支給単価	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)	職員全体に占め る手当支給職員 の割合(2年度)
市	感染症業務手当	1件 500円	0円	0%
	一般消毒従事手当	1日 300円	0円	0%
	行旅病人収容手当	1人 2,500円	0円	0%
	行旅死亡人収容手当	1体 7,000円	61,600円	1.4%
	社会福祉業務手当	1日 450円	106,125円	1.7%
	徴収業務手当	1日 400円	66,750円	2.3%
	用地交渉手当	1日 400円	0円	0%
	死犬猫等処理手当	1件 500円	20,850円	2.8%
	土・日曜日勤務手当	1日 2,200円 半日 1,100円	49,369円	11.9%
消 防	消防職務手当	月額 5,000円	57,692円	98.5%
	火災出動手当	出動1回 400円	3,645円	80.3%
	救急等出動手当	出動1回 250円	34,583円	77.3%
	救急救命士手当	1当務 510円	55,250円	22.7%
	高所作業手当	1回 220円 (20m以上での 場合320円)	1,956円	54.5%
	潜水業務手当	1回 310円 (特に困難な業 務の場合465円)	1,378円	13.6%
上下水道局	現場手当	日額 570円	128,535円	46.2%
	年末年始手当	1日につき8,000 円を限度として 管理者が定める 額	5,000円	10.3%
	緊急出務手当	1回 3,000円	13,500円	35.9%

※フルタイム会計年度任用職員

市	土・日曜日勤務手当	1日 2,200円 半日 1,100円	41,381円	58.3%
---	-----------	------------------------	---------	-------

④時間外勤務手当の状況（令和3年4月1日現在）

※正規職員

区 分		支給割合		支給総額 (2年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (2年度決算)
		右記以外	午後10時～午前5時		
市・消防	勤務日	125/100	150/100	千円 101,036	千円 301
	週休日	135/100	160/100		
	休日勤務	135/100	160/100		
	夜間勤務		25/100		
上下水道局	勤務日	135/100	165/100	千円 4,959	千円 146
	週休日	145/100	175/100		
	休日勤務	145/100	175/100		
	夜間勤務		30/100		

※時間外勤務抑制のため、平成22年4月以降、市・消防職員については、月の時間外勤務時間が60時間を超える場合、支給割合は150/100（午後10時～午前5時は175/100）となります。

※フルタイム会計年度任用職員

区 分		支給割合		支給総額 (2年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (2年度決算)
		右記以外	午後10時～午前5時		
市・消防	勤務日	125/100	150/100	千円 1,120	千円 37
	週休日	135/100	160/100		
	休日勤務	135/100	160/100		
	夜間勤務		25/100		
上下水道局	勤務日	135/100	165/100	千円 —	千円 —
	週休日	145/100	175/100		
	休日勤務	145/100	175/100		
	夜間勤務		30/100		

⑤退職手当の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	市・消防		上下水道局	
	自己都合	早期・定年	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	市・消防と同様	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算			

(10)特別職の報酬の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	給料月額等		期末手当
給 料	市長	935,000円	6月期 1.675月分 12月期 1.675月分 計 3.35月分 (別に45/100加算)
	副市長	760,000円	
	上下水道事業管理者	670,000円	
	教育長	670,000円	

報酬	議長	475,000円	6月期 1.675月分 12月期 1.675月分 計 3.35月分 (別に20/100加算)
	副議長	415,000円	
	議員	377,000円	
退職手当	市長	給料月額×勤続月数×55/100	
	副市長	給料月額×勤続月数×35/100	
	上下水道事業管理者	給料月額×勤続月数×25/100	
	教育長		

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間及び休暇制度については、下松市職員の勤務時間等に関する条例等により定められています。

なお、上下水道局については、下松市上下水道局職員就業規程に基づき、同様の制度が定められています。

(1) 勤務時間の状況（令和3年4月1日現在）

保育園や図書館は、勤務時間を前後にシフトしたり、土曜日又は日曜日を開所したりするなどし、利用者の利便性を考慮しています。

また、消防は24時間の出勤に備え、交代制勤務を実施しています。

1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日	休日
38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日、日曜日	国民の祝日 12/29～1/3
	有給	無給	無給	有給

(2) 休暇制度について

休暇制度には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（結婚休暇、忌引き等）、介護休暇、組合休暇、育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業があります。なお、フルタイム会計年度任用職員には自己啓発等休業及び配偶者同行休業の制度はありません。

① 年次有給休暇（令和2年1月1日～令和2年12月31日）

※正規職員

年次有給休暇は、1月1日に在職する職員には、年に20日付与され、その年次は1月1日から12月31日までです。年次の途中で採用された正規職員には、採用された月に応じて範囲内で定められた日数の年次有給休暇が付与されます。

また、その年次に取得しなかった年次有給休暇は、20日を限度として翌年度に繰り越すことができます。

	平均取得日数
市	13.4日
消防	16.0日
上下水道	12.4日

※フルタイム会計年度任用職員

年次有給休暇は、任用後6月継続勤務後に労働基準法に基づき付与されます。また、再度の任用の場合は、前年度付与の年次有給休暇を引き継ぐことができます。

② 主な特別休暇の概要（令和3年4月1日現在）

※正規職員

種 類	内 容	付与日数	
		市・消 防	上下水道局
公民としての権利を行使する場合	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	市・消防と同様
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署へ出頭するための休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	
骨髄提供のための休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	
ボランティア休暇	職員が自発的かつ無報酬で社会貢献活動を行う場合	5日以内	
結婚休暇	職員が結婚する場合	連続する7日の範囲内	
産前休暇	出産予定である職員が申し出た場合	8週間以内	
産後休暇	職員が出産した場合	8週間	
保育時間休暇	1歳未満の子供を育てる職員が、子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	
妻の出産休暇	職員の妻の出産に伴い、必要と認められる入院の付添い等をする場合	出産日を含めて3日以内	
男性職員の育児参加休暇	妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	産前産後期間内に5日以内	
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護する場合	7日以内	
要介護者の世話のための休暇	日常生活を営むのに支障がある者の介護及び世話を行う場合（2親等内の親族）	5日以内	
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	続柄に応じて7日の範囲内	
父母の追悼のための休暇	職員が父母の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進等を行う場合	5日以内	7日以内 ※市・消防の夏季休暇とは別途設定

災害による職員の住居の滅失又は損壊による休暇	職員が災害により職員の現住居が滅失又は損壊下の場合で、職員が当該住居の復旧作業等を行う場合	7日以内	市・消防と同様
災害又は交通機関の事故等による休暇	職員が災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合もしくは退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	
災害時における危機回避のための休暇			
リフレッシュ休暇	勤続期間が一定に達した職員が、心身の健康の維持及び増進等を行う場合	勤続 7年 2日以内 勤続15年 3日以内 勤続20年 3日以内 勤続25年 3日以内 勤続25年未満で満50歳 3日以内 退職時 3日以内	

※フルタイム会計年度任用職員

種 類	内 容	付与日数	
		市	上下水道局
公民としての権利を行使する場合	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	市と同様
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署へ出頭するための休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	
骨髄提供のための休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	
結婚休暇	職員が結婚する場合	連続する5日の範囲内	
産前休暇	出産予定である職員が申し出た場合	6週間以内	
産後休暇	職員が出産した場合	8週間	
保育時間休暇	1歳未満の子供を育てる職員が、子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	
子の看護休暇 (※6月以上継続勤務している職員)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護する場合	5日以内	

要介護者の世話のための休暇 (※6月以上継続勤務している職員)	日常生活を営むのに支障がある者の介護及び世話を行う場合(2親等内の親族)	5日以内	
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	続柄に応じて7日の範囲内	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進等を行う場合	3日以内	
災害による職員の住居の滅失又は損壊による休暇	職員が災害により職員の現住居が滅失又は損壊下の場合で、職員が当該住居の復旧作業等を行う場合	7日以内	
災害又は交通機関の事故等による休暇	職員が災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合もしくは退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	
災害時における危機回避のための休暇			

③ 育児休業及び部分休業の取得状況(令和2年度)

※正規職員

育児休業等に関する制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する条例等により定められています。

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度、小学校就学始期に達するまでの子を養育するため、2時間を超えない範囲内で勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度があります。

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
市	男性職員	2人	0人
	女性職員	6人	0人
消 防	男性職員	0人	0人
	女性職員	0人	0人
上下水道局	男性職員	0人	0人
	女性職員	0人	0人

※令和2年度中に休業開始となった人数です

※フルタイム会計年度任用職員

引き続き在職した期間が1年以上あり、子が1歳6月に達する日までの間に、その任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない場合は、任期の範囲内で育児休業を取得することができます。

引き続き在職した期間が1年以上あれば、3歳に達するまでの子を養育するため、2時間を超えない範囲で勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度があります。

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
市	男性職員	0人	0人
	女性職員	0人	0人
消 防	男性職員	0人	0人
	女性職員	0人	0人

上下水道局	男性職員	0人	0人
	女性職員	0人	0人

④ 介護休暇の取得状況（令和2年度）

※正規職員

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合に連続する6月の期間内で認められます。

区 分		介護休暇 取得者数
市	男性職員	0人
	女性職員	0人
消 防	男性職員	0人
	女性職員	0人
上下水道局	男性職員	0人
	女性職員	0人

※フルタイム会計年度任用職員

引き続き在職した期間が1年以上あり、介護休暇期間の初日から起算して93日と6月を経過する日までの間に、その任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない場合は、通算して93日を超えない範囲内で介護休暇を取得することができます。

区 分		介護休暇 取得者数
市	男性職員	0人
	女性職員	0人
消 防	男性職員	0人
	女性職員	0人
上下水道局	男性職員	0人
	女性職員	0人

⑤ 自己啓発等休業の取得状況（令和2年度）

自己啓発休業とは、大学等における修学や国際貢献活動を行うため休業することができる制度です。休業の期間は、大学等課程の履修のための休業の場合は2年、国際貢献活動のための休業の場合は3年の期間内で認められます。

区 分		自己啓発等 休業取得者数
市	男性職員	0人
	女性職員	0人
消 防	男性職員	0人
	女性職員	0人
上下水道局	男性職員	0人
	女性職員	0人

⑥ 配偶者同行休業の取得状況（令和2年度）

配偶者同行休業とは、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する職員の配偶者と生活を共にするため休業することができる制度です。休業の期間は、3年の期間内で認められます。

区 分		配偶者同行 休業取得者数
市	男性職員	0人
	女性職員	0人
消 防	男性職員	0人
	女性職員	0人
上下水道局	男性職員	0人
	女性職員	0人

5. 分限及び懲戒処分状況（令和2年度）

懲戒処分とは、公務員の勤務関係の秩序を維持するため、職員の服務義務違反に対して科する制裁処分をいい、分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たすことができない場合などに職員の意に反し、その身分に不利益をもたらす処分をいいます。

区 分	懲戒処分				分限処分			
	戒告	減給	停職	免職	降格	降任	休職	免職
市	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人
消 防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人
上下水道局	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

6. 職員の退職管理状況（令和2年度）

職員の退職管理については、地方公務員法に基づき、職員の退職管理に関する規則により定められています。

営利企業等に再就職した元職員が現職の職員に対して、退職後2年以内に、職務上の行為に関する要求や依頼をする場合は、申請、承認の手続きが必要となります。

区 分	申請件数	承認件数
市	0件	0件
消 防	0件	0件
上下水道局	0件	0件

7. 職員の研修状況（令和2年度）

市民のニーズや意識の変化に的確に対応しつつ、市民サービスを向上していくためには、職員一人ひとりがこれまで以上に力を発揮し、多様な課題に対応して積極的に取り組んでいく必要があります。

本市では、毎年度研修計画を策定し、市民の立場で考え市民に信頼される思いやりと優しさを有し、環境変化や時代のニーズを先取りした政策・事業を立案し実現できる「ひと」の育成に努めています。

区分	主な内容		受講者数
一般研修	新規採用職員研修		40人
特別研修	情報セキュリティ研修、交通安全講習、人権研修等		329人
派遣研修	市	セミナーパーク、市町村アカデミー派遣等	116人
	消防	県消防学校、救急救命研修所派遣等	188人
	上下水道局	下水道事業団研修センター、日本経営協会等	0人
自主研修	通信教育		36人

8. 職員の福祉の状況

職員がその意欲と能力を十分に発揮し、健康でいきいきと能率的かつ適正に公務を実施できるよう、地方公務員法等の趣旨にそって、職員の福利厚生、安全衛生管理、公務災害補償を行っています。

(1) 安全衛生管理関係の実施状況

労働安全衛生法、労働安全衛生規則、その他の法令に基づき、健康診断を行うとともに、職員自らが健康管理を行っていただけるよう、庁内に安全衛生委員会を設置し、産業医による健康相談、臨床心理士によるメンタルヘルス相談を実施しています。

○健康診断等受診状況（令和2年度）

区分	受診者数	備考
定期健康診断	127人	血液検査、胸部エックス線撮影等
人間ドック	318人	
がん検診	104人	大腸がん、肺がん、前立腺がん、胃がん、乳がん、子宮がん検診
特別検診	13人	給食調理員に対する腰部疾患検査等
特定業務従事者健康診断	37人	深夜勤務の消防職員
ストレスチェック診断	391人	

○健康相談等の状況（令和2年度）

区分	相談者	内容
健康相談	4人	産業医による相談（週1回）
メンタルヘルス相談	43人	臨床心理士による相談（月2回）

(2) 公務災害認定件数

公務上、通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償、休業補償、傷害補償等の各種補償を行っています。

○公務災害補償件数（令和2年度）

区分	公務災害	通勤災害
市	1件	0件
消防	0件	0件
上下水道局	1件	0件

(3) 福利厚生関係の実施状況

山口県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合において、短期給付（医療保険）長期給付（年金）、福祉事業（保健事業・貸付事業）を行っており、職員は加入する団体で共済の実施する福利厚生事業を受けることができます。市は、地方公務員法等の規定に基づき経費を負担しています。

また、職員で構成される互助会において慶弔事業、元気回復事業、貸付事業を実施し、職員の福利厚生を図っています。互助会は、職員の会費及び市からの交付金で運営されています。平成26年度から、市と上下水道局の互助会を統合しています。

○互助会の状況（令和2年度）

区 分	市・上下水道局	消 防
加入組織	下松市役所睦会	下松市消防職員睦会
会 員	396人	66人
① 会 費	6,041千円 給料月額 $\frac{4}{1000} \times 12$ 月	902千円 給料月額 $\frac{4}{1000} \times 12$ 月
②公費の補助金額 (②/①+②公費補助率)	2,043千円 (25.3%)	902千円 (50.0%)
会員1人あたりの 公費の補助金額	5,159円	13,666円
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・余暇活動の支援（元気回復事業の助成、部活動の助成等） ・各種互助給付（慶弔費、互助費） ・日常生活の支援（商品の割引契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ・余暇活動の支援（元気回復事業の助成） ・各種互助給付（慶弔費、互助費）

9. 公平委員会報告事項

公平委員会とは、職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障するために設置された行政機関です。平成24年度から、山口県市町総合事務組合に業務委託をしています。

- (1) 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 職員に対する不利益処分について不服申し立ての状況
- (3) 職員の苦情の処理状況

令和2年度中は、公平委員会への措置要求、不服申立て、苦情処理はありませんでした。

【お問合せ先】

市総務課 (TEL : 0833-45-1808)

上下水道局企画総務課 (TEL : 0833-41-2150)